平成２５年（再イ）第４０号

愛媛県松山市西石井１丁目９番22号　第94杉フラット503号

再生債務者　立野　奈々

1　決議に付する再生計画案　平成26年４月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月16日まで

平成26年４月18日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第８号

熊本県人吉市願成寺町428番地

再生債務者　音丸　　忠

1　決議に付する再生計画案　平成26年４月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月19日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月19日まで

平成26年４月21日　熊本地方裁判所人吉支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第１９７号

福岡市早良区小田部６丁目15番25―506号

再生債務者　大長　博文

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成25年１月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年４月14日

福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号

愛媛県今治市鯉池町１丁目１番７号

再生債務者　八島　睦知

1　決定年月日時　平成26年４月21日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月19日から平成26年５月26日まで

松山地方裁判所今治支部

平成２６年（再ロ）第１号

鹿児島県霧島市国分重久428番地１

再生債務者　山下　里美

1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月16日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月30日から平成26年６月６日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号

和歌山市善明寺243番地の12

再生債務者　河島　眞一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月19日まで

平成26年４月21日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 26 年３月 31 日

参議院共済組合代表者
参議院議長　山崎　正昭

第16条中「第30条」を「第27条」に改める。

第28条第１項の表中「$\frac{28.50}{1,000}$」を「$\frac{30.50}{1,000}$」に、「$\frac{4.67}{1,000}$」を「$\frac{4.65}{1,000}$」に、「$\frac{57.00}{1,000}$」を「$\frac{61.00}{1,000}$」に、「$\frac{9.34}{1,000}$」を「$\frac{9.30}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。

2　変更後の第28条第１項の規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年４月 30 日　　鳥取県教育委員会

1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名

⑴　中学校教諭一種免許状、平10中１第291号、島根県教育委員会、平成11年３月25日、鳥取県、吉岡　大輔

⑵　高等学校教諭一種免許状、平10高１第325号、島根県教育委員会、平成11年３月25日、鳥取県、吉岡　大輔

⑶　高等学校教諭一種免許状、平18高１第17号、鳥取県教育委員会、平成18年６月７日、鳥取県、吉岡　大輔

2．失効年月日　平成26年３月28日

3．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議は平成二十六年四月三十日を予定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.tsi-holdings.com

（乙）http://www.tsi-holdings.com

平成二十六年四月三十日

東京都世田谷区玉川二丁目二一番一号

（甲）株式会社ＴＳＩ・プロダクション・ネットワーク

代表取締役　井上　隆亮

東京都品川区勝島一丁目一番一号

（乙）株式会社サンエー・ロジスティクス

代表取締役　柿沢　　薫

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき、乙は、同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議は平成二十六年三月二十八日を予定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月一日

掲載貢　四頁（号外第九十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月一日

掲載貢　五十頁（号外第六十号）

平成二十六年四月三十日

神奈川県海老名市柏ケ谷四五六番地

（甲）株式会社パプコ

代表取締役　津田　　敦

宮城県仙台市宮城野区扇町二丁目四番地一号

（乙）株式会社パプコ仙台

代表取締役　佐藤　克己

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙は、同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定いたしました。また、甲は乙の全株式を経ずこと発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月二十五日

掲載貢　四頁（号外第九十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月一十日

掲載貢　五十頁（号外第六十号）

平成二十六年四月三十日

神奈川県海老名市柏ケ谷四五六番地

（甲）株式会社パプコ

代表取締役　津田　　敦

宮城県仙台市宮城野区扇町二丁目四番地一号

（乙）株式会社パプコ仙台

代表取締役　佐藤　克己

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙は、同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定いたしました。また、甲は乙の全株式を経ずこと発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月二十五日

掲載貢　四頁（号外第九十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月一十日

掲載貢　五十頁（号外第六十号）

平成二十六年四月三十日

神奈川県海老名市柏ケ谷四五六番地

（甲）株式会社パプコ

代表取締役　津田　　敦

宮城県仙台市宮城野区扇町二丁目四番地一号

（乙）株式会社パプコ仙台

代表取締役　佐藤　克己

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議は平成二十六年三月二十八日を予定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十一日

掲載貢　八十頁（号外第九十号）

平成二十六年四月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番二号

（甲）株式会社三井住友銀行

代表取締役　國部　毅

東京都千代田区丸の内二丁目一番二号

（乙）ＳＭＢＣローンアドバイザー株式会社

代表取締役　小林　信彦